

行政相談

予約・問合せ先 || 総務課行政係
☎ 内線 321

市役所や国、県などの機関が行っている仕事について、意見や苦情、要望などはありませんか。

次の通り行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

【日時】

6月13日（木）
午前10時～午後4時

【場所】 市役所別館多目的相談室

【行政相談委員（敬称略）】

川畑喜久雄 ☎ 0956-75-0724
青木サチ ☎ 0956-74-0456

認定司法書士無料相談会

予約・問合せ先 || 総務課行政係
☎ 内線 321

法務大臣の認定を受けた認定司法書士が身近な法律家として、次の通り相談会を実施します。

相談する人は、事前に電話で予約してください。

【日時】

6月13日（木）
午後1時～4時30分

【場所】 市役所5階教養室

【主催】 長崎県司法書士会

手話奉仕員養成入門課程

（初級者対象）受講生募集

申込・問合せ先 || 福祉事務所障害福祉係
☎ 内線 156

手話で簡単な自己紹介ができるまでを学びます。

講師の先生の手の動き、表情をよく見て、自分で実際に手話をしてみたり、ペアを組んでお互いの手話を確認し合いながら身に付けていきます。

【期間】

7月11日から平成26年1月まで
全25回（毎週木曜日・午後7時～9時）

【場所】 松浦市役所別館多目的相談室

【対象者】

市民および市内事業所勤務の15歳以上の人（高校生可）

【定員】 20人

【受講料】

受講料は無料ですが、別途テキスト代（1,200円）が掛かります。

【申込方法】

6月21日（金）までに右記申込・問合せ先または各支所・出張所にお申し込みください。



障害者相談員および相談連絡員の設置

○問合せ先 福祉事務所障害福祉係 ☎ 内線 157

市では身体障害および知的障害がある人に関する相談業務を充実させ、障害者の福祉の増進を図るために障害者相談員と相談連絡員を配置しています。

この相談員などは、身体に障害のある人やその家族からの相談、知的障害者の家庭における養育、生活などに関する相談に応じています。

市内各地区の相談員などについては次の通りとなっています。お気軽にご相談ください。

○障害者相談員

障害者相談員につきましては、福祉事務所障害福祉係に常勤の相談員を配置しております。

○相談連絡員

	身体障害		知的障害	
松浦地域	福守 富男	75-1233	日置 光隆	75-2300
	黒川 登	74-1581	尾田 貢	75-0448
	横田 数敬	090-4482-3658		
福島地域	永田 俊子	47-2036	石井 紘治	47-2751
	佐木 茂	47-4364		
鷹島地域	松永 工	090-9563-4028	桐木 正邦	48-2210
	北川 勝海	48-2678		

※各地区の相談員については常時相談を受け付けているほか、身体障害の相談については月1回の定例の相談日も設けています。



消費生活センターだより

○問合せ先 松浦市消費生活センター ☎内線 180

「訪問買い取り」のルールが定められました！

近年、「自宅に突然押しかけてきた業者に、貴金属などを強引に安値で買い取られた…」といったトラブルが急増していることから「訪問買い取り」に対する規制を新たに盛り込んだ特定商取引法の一部改正が行われ、平成25年2月21日に施行されました。改正のポイントをしっかり理解して、悪質な訪問買い取り(押し買い)の被害に遭わないようにしましょう。

<ポイント1> 買い取り業者に対する規制

・飛び込み勧誘が禁止されました！

消費者から頼まれてもいないのに家を訪ねて買い取りの勧誘をすることが禁止されました。

次のような勧誘も禁止されています。

☆問い合わせや見積もり・資料の請求をただけの消費者を訪問して勧誘する。

☆洋服・着物などの買い取りで訪問したのに、貴金属を買い取ろうとするなど、違う種類の品物の買い取りを勧誘する。

・契約書面を渡すことが義務付けられました！

買い取り業者は、連絡先、買い取る品物の詳細、クーリング・オフ制度などについて記載された書面(契約書面)を売主(消費者)に渡すことが義務付けられました。

<ポイント2> クーリング・オフ制度の導入

・8日間以内なら無条件で解約できるようになりました！

☆これまで訪問買い取りは、クーリング・オフの対象ではなかったためトラブルが多発していましたが、契約書面を受け取っていないかったり、契約書面の記載内容に不備がある場合は、8日間を過ぎてもクーリング・オフができます。

・クーリング・オフ期間中は、品物を渡さなくてもかまいません！

☆いったん業者の手に渡ってしまうと、すぐに転売されていたり、溶かされてしまったりして品物を取り戻せない可能性があります。そこで、クーリング・オフ期間中は、品物を業者に引き渡すことを拒絶し、手元に置いておくことができるようになりました。また、業者は品物の引き渡しを受ける際、消費者に対し、引き渡しを拒絶する権利があることを告げなければなりません。



※おかしいなと思ったときは、消費生活センターにご相談ください。

床板がブカブカ **貼替**
雨戸や襖の立付が
グラグラ **修理**
壁、天井の被害 **修理**

最強 シロアリ 発生警報!!
梅雨は羽アリが発生する季節です

お客様が困った時に飛んで行くのが
グッドハウスの仕事です

シロアリ110番
地元安心お問い合わせ
株式会社 グッド・ハウス
☎72-3718
松浦市志佐町里免315-4